

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 1 日現在

機関番号：16401
 研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2011～2012
 課題番号：23730750
 研究課題名（和文）アメリカ分権的教育改革の新しい展開における学区教育委員会の役割の再定義
 研究課題名（英文）Redefinition of the Role of School District in New Deployment of Decentralizational Educational Reform in United States
 研究代表者
 柳林 信彦 (YANAGIBAYASHI NOBUHIKO)
 高知大学・教育研究部人文社会科学系・准教授
 研究者番号：30516109

研究成果の概要（和文）：

本研究では、まず、分権的教育改革の新たな展開を分析するための視点を構築した。(1)一貫した改革理念の提示とその共有、(2)包括的な改革施策と改革相互の関連づけ、(3)ボトムアップの改革とトップダウンの改革の併存、の3点である。次に、学区教育委員会の役割の再定義に関して、上記(2)と(3)に関わり、ケンタッキー州の改革の分析からシステムック・リフォーム・コンセプトの特徴と学区教育委員会の学校支援的な役割への転換の必要性が解明された。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this study is to redefine the role of school district in new deployment of decentralizational educational reform in United States. Focusing on the theoretical analyzing of “systemic reform concept” and “theory of the effective school district”.

Epecially, three of view point as follow; (1) The presentation and joint ownership of the coherent reform idea. (2) Linkage of reform measure and reform aspect each other comprehensive. (3) Coexistence of reform of the bottom-up and the reform of the top-down.

It was elucidated that it was necessary for the role as the support organization of the autonomous improvement of the school to be made much of. It was developed some implications, about the characteristic of the systemic reform concept and about the role and function of the school district as supporting schools.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：教育行政学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育改革、教育行政学、アメリカ教育改革政策、国際情報交換、教育委員会
 地方教育行政機構、分権的教育改革、システムック・リフォーム

1. 研究開始当初の背景

現在、分権改革の下、学校の裁量権を拡大し自律的な活動を認め、一方で、学校評価等のアカウンタビリティ制度を整備して学校の成果を検証することで、学校の自己改善や个性的で柔軟性に富む教育サービスの提供を促そうとする教育改革が進んでいる。このような、アウトプット・コントロール型の学

校改善方略は、アメリカの School-Based Management (以下、SBM) 政策とアカウンタビリティ政策、イギリスの Local Management of School とナショナルテスト等を代表とし、世界的な潮流と化している。

しかし、分権的教育改革の中で新たに期待される教育行政機構の役割やそうした役割を果たすための組織機構改革の方途はほと

んど解明されていない。

日本においても、中教審答申「今後の地方教育行政の在り方」(1998年)以降、自律的学校経営を中心とした改革が政策化されると共に学校評価の導入が始まっている。また、教育委員会と学校との関係の見直しが始まり、教育委員会無用論までも含んだ地方教育行政機構再編が議論の俎上にあがる中で、教育行政機関の果たす役割を再定義し、改革の効果的な遂行戦略に関する知見の蓄積を通して、分権的教育改革期の地方教育行政機構の存在意義を探ることは喫緊の課題である。

以上の課題意識のもと、これまでアメリカのSBM政策を取りあげ、上記課題の解明を行ってきた。そこでは、主として、SBM政策の中心である権限の委譲と共同決定機関の設置は学校改善の重要な構成要素ではあるが、それだけでは学校改善は進まず、教育行政機関によって学校支援体制が整えられなければ学校改善の論理は有効に機能しない事が明らかとなっている。

アメリカの研究動向を確認すると、80年代後半からの分権改革の中で州集権化と学校分権化が同時進行し、学区教育委員会に注意が払われることはなく、その廃止論までもが提起されていた。しかし1990年代後半から、全ての子どもたちの学力向上と人種・貧困に起因する学力格差の解消が課題となる中で、SBM政策に関して、学力向上が一部の成功した学校だけで起こり、そうした学校の成功が他の大多数の学校に広まらないという課題に直面する中で、学区規模の学校改善に成功した学区に注目が集まり、学校改善をリードする学区の組織的特性の解明が研究の俎上に上げられつつある。

また、政策動向としても、1990年代後半から、SBM政策下で成果の上がない学校に介入する権限を学区教育委員会に与えるという政策転換や、学校支援の提供を含め、様々な改革施策を相互に関連づけて実施するシステムック・リフォーム・コンセプトの採用が始まっている。

2. 研究の目的

これらの政策動向と研究動向は、具体的な分権的教育改革政策を取り上げ「『効果的な学区』論に見られる学区教育委員会の新たな役割の発見」と「システムック・リフォームという改革コンセプトの採用」の2つの視点から分析し、改めて教育委員会の役割を定義すると共に、新たな分権改革の戦略的特徴を解明することの重要性を示唆している。

本研究は、こうした課題意識に基づき、アメリカにおける分権的教育改革の新たな展開の中で進められている学区教育委員会の役割の再定義と、そこで採用されている新たな改革戦略の特徴を明らかにすることで、分

権的教育改革における地方教育行政機関の新たな役割と改革推進のための組織的力量の向上の方途、及び、改革の効果的な実施のための改革戦略の解明を目的とする。

課題の解明に当たっては、主としてケンタッキー州の教育改革政策を、〈1.「効果的な学区」論研究に見られる学区教育委員会の新たな役割の発見〉、〈2.包括的教育改革(システムック・リフォーム(Systemic Reform))と呼ばれる改革コンセプトの採用〉という2つの視角から分析する。

日本においても、自律的な学校経営を中心とした改革が提言され、分権改革の政策化が進む中で教育委員会改革の方途が模索されている。本研究は、分権的教育改革の中で、学力向上や学力格差の解消に取り組みなくてはならない状況にある日本の教育委員会が、効果的な教育委員会となるための有効な示唆が得られるという意義がある。

3. 研究の方法

研究目的の達成のために、3つの課題を設定し、その解明を計画的に進めていく。

〈1〉分権的教育改革の新しい展開における学区教育委員会の役割分析のための理論的枠組の構築

〈2〉ケンタッキー州の改革政策の事例分析

〈3〉分権的教育改革の新しい展開における学区教育委員会の在り方の検討

〈1〉に関しては、「効果的な学区」論やシステムック・リフォーム・コンセプトに関する研究等の先行研究の精緻な分析を通して、「分権的教育改革の新たな展開における学区教育委員会の役割と機構改革」を考察するための理論的枠組みを構築する。

〈2〉に関しては、分権的教育改革の新しい展開における学区教育委員会の役割に関する事例分析を行う。分権的改革の見直し期に入ったアメリカにおいて、先進的な事例である、ケンタッキー州の改革戦略を、上記理論的枠組みを活用して分析する。教育行政機関の役割転換、SBM政策と共に実施されている改革相互の関係、改革の成果を解明する。

〈3〉については、〈1〉及び〈2〉で得られた知見を総合し、分権的教育改革の新しい展開における地方教育行政機関の新たな役割と役割遂行のために必要な組織機構改革、そしてそれらを含んだ改革戦略を解明する。

4. 研究成果

1) 分権的教育改革の成果と課題

課題〈1〉の「分権的教育改革の新たな展開における学区教育委員会の役割と機構改革」を考察するための理論的枠組みの構築に関しては、①新しい改革コンセプトに求められる条件の解明、②新しいコンセプトとして捉えられるシステムック・リフォーム・コン

セプトと「効果的な学区論」の理論的考察、③先駆的な事例と捉えられるケンタッキー州教育改革法の分析を行い、次のような成果を得ることができた。

アメリカ教育改革の第2の波はボトムアップの改革を特徴としており、SBM がその改革政策の中心を形成していく。しかし、こうした素朴な学校分権的改革は、一部の学校の成功を導き出したが、多くの他の学校に広まることはなかった。SBM 施策に関する評価研究などから見て取れる事柄は、SBM 政策下の多くの学校で授業改善を引き起こし学校改善を実現させるためには、SBM 施策による学校への裁量権限の委譲だけではなく、組織的な力量を有していたり、あるいはそうした能力を備えることができるような環境が整っている必要がある。

つまりこれらの問題は、「ボトムアップ」という改革コンセプトは、改革の誘発剤となるけれども、それだけでは改革の実施と維持には不十分であり、改善プロセスにおいて外部からの様々な支援を必要とし続けるというものである。首尾一貫した改革理念やコンセプトの提供と共有、学校の組織的力量形成への支援、学校改善の道しるべとなるような方針やガイドライン、あるいは情報の提供など学校内部で準備することが不可能な支援提供も含んだ包括的な教育改革が構築される必要があった。

2) 求められる新たな改革コンセプト

では、どのような改革コンセプトが求められるのか。SBM 施策の評価研究の考察から得られる知見や新たな政策動向からは、次のような事柄が示唆される。改革の効果的な進展に必要なことは、改革のためのトップダウンのアプローチでも、ボトムアップのアプローチのいずれでもなく、ボトムアップの改革の中で生まれる学校改善に意欲的に参加する教師や学校リーダー、そして親のエネルギーとモメンタムを維持しつつ、改革を自律的に進めていけるだけの学校の組織的力量の向上のための支援や、個々の学校の成功を多くの学校に広めるための様々な構造の構築、あるいは、失敗している学校に対する支援の提供の両者を組み込んだ改革、そして、全州的な首尾一貫した改革の構築である。

すなわち、トップダウンのアプローチとボトムアップのアプローチとを組み合わせた全州的な改革戦略であり、SBM 施策や、教員研修の改革といった個々の改革施策を個々別々に行う改革実施 (piecemeal な改革実施) から、複数の改革施策を同時に相互に関連づけて行う包括的な改革実施 (systemic な改革実施) へのアプローチの変更である。

3) システミック・リフォーム・コンセプト

そこで注目を集めているものが、システミック・リフォームと呼ばれる全州的で包括的な教育改革コンセプトである。それはまた、全ての生徒の高いレベルでの学力向上という今日的な目標の達成をにらんで、特にカリキュラム改革、全州的なカリキュラムのフレームワークを形成し、そうしたカリキュラム改革にその他の改革施策を相互に関連づけて行おうとすることから、カリキュラムに基盤をおいた改革 (Curriculum Based Reform) とも呼ばれている改革コンセプトである。

では、システミック・リフォーム・コンセプトとはどのような特徴を持っているのか。それは、次のようにまとめられる。

(1) 一貫した改革理念の提示と共有

①改革理念の提示と共有

②全州的な学習指導の首尾一貫したシステム (カリキュラム・フレームワーク)

③組織改革とそのための明確な目標提示

(2) 包括的な改革施策と改革相互の関連づけ

①アカウントビリティ施策

②教員制度改革

③学校への支援提供

(3) ボトムアップの改革とトップダウンの改革の併存

端的にまとめれば、①教育実践と組織変革に関する明確な目標の提示、②目標達成に必要な専門的知識・技能の提供、③分権的改革と集権的改革の併存、④生徒の学力向上とその他の改善に関する明確な評価システムとそのための有効な基準、⑤改革の一貫性と持続性ということになる。

4) ケンタッキー州に見る改革戦略の特質

次に、〈2〉ケンタッキー州の改革政策の事例分析については、KERA のアカウントビリティ施策とカリキュラム改革施策の特徴をシステミック・リフォーム・コンセプトという視点から考察を進め、ケンタッキー州の教育改革戦略の特徴を解明した。

①アカウントビリティ施策の特徴

KERA のアカウントビリティ・システムは、全ての学校に学校のパフォーマンスに基づいて報酬と制裁を与えることで学校の自己改善を刺激するものとなっている。学校改善のための具体的な方法は、それぞれの学校で教職員とスタッフに任せた上で、改善に消極的な学校と教師には改善に取り組むためのインセンティブを、すでに積極的に改善に取り組んでいる教師に対しては、それを進めることと、他の改善に非積極的な同僚に改善を促すことへの圧力を提供しようとするものである。第2には、学校の達成度が他の学校の達成度と比較され、学校同士が競争状態におかれているのではなく、各学校は当該学校の過去の達成度と比較され、自身の改善

の程度が問題とされているということにある。

具体的なアカウントビリティの測定においては、ケンタッキー学習結果情報システム (Kentucky Instructional Results Information System、以下、KIRIS) が開発されている。KIRIS では、アカデミック・スタンダードと非アカデミック・スタンダードの2側面から学校の達成度を測定している。アカデミック・スタンダードは、州統一テストの結果を中心に計算され、非アカデミックなスタンダードは、出席率、退学率などに基づいて算定され、全体のパフォーマンス指標であるアカウントビリティ・インデックスを学校は毎年受けとる。

学校は、2年を1サイクルとして評価されインデックスの変更によって4つのレベルに分けられている。11%以上向上させた「改善達成校」、10%以内の改善を達成した「改善校」、5%以内で低下した「低下校」、5%を超えて低下した「危機にある学校」である。このうち、「改善達成校」は、財政的な報酬を受け取ることになる。また、「危機にある学校」は、州の介入と支援がなされる。まず、すべてのスタッフは保護観察的地位 (placed on probation) におかれる。次に、親に対して、当該学校が「危機にある学校」に指名されたことが通知され、改善達成校へ子どもを転校させる権利が生じること、そのための手続きが伝えられる。また、州から「優秀教育者」 (Distinguished Educator、以下 DE) が派遣され、学校は基本的には、DE の観察下に入ることになる。DE は、6ヶ月を一つの期間として学校の改善状況や教職員の学校改善への意欲や貢献度などを評価し、教職員の解雇や配置転換を含んだ拘束力のある勧告を学区教育長に対してできる。

②カリキュラム改革の特徴

カリキュラム (改革) において最も中心となるものが、KERA に法の条文として書かれた7つの理念と6つの目標である。7つの理念は、KRS § 158.645 に次のように示されている。

- (1) 複雑で変化の激しい文明社会において活動するために必要なコミュニケーション・スキル
- (2) 経済的、社会的、政治的な選択をするための知識
- (3) 地域社会、州、国に影響を与えるための政治プロセスの理解
- (4) 自分自身に関する十分な知識と、精神的、身体的な健康についての知識
- (5) 生徒が自分自身の文化的・歴史的な伝統を正しく評価することができるための芸術についての十分な基礎知識
- (6) 賢明にライフワークを選択して、それを追求するための十分な準備

(7) 他の州の生徒とうまく競争できるためのスキル

この7つの理念は、学校に求められる「測定可能な」6つの目標 (Goals) (KRS § 158.6451) によって、さらに具体化される。

- (a) すべての子どもの高レベルの達成
- (b) 6項目からなる生徒の能力の開発
 - 1 生徒が自身の生活の中で遭遇するであろう状況にそなえた、基本的なコミュニケーションと数学の技能の使用
 - 2 数学、理科、芸術、人文科学、社会科、そして、彼らがその生活の中で遭遇するであろう実生活的な生活に関する学習
 - 3 自律した個人としての自己の確立
 - 4 家族、職場、地域社会における責任ある構成員になること
 - 5 学校の中や、生活の中で遭遇するであろう様々な状況の中で、問題について考え、その解決法を見つけること
 - 6 自身がそれ以前に学んだことのすべての教科領域からの経験と新しい知識を接続して統合すること、そしてさまざまな媒体を通して新しい情報を獲得するために過去の経験を活用すること

(c) 出席率の向上

(d) 中退率と落第率の低下

(e) 学習に対する物理的・心理的な障害を取り除くこと

(f) 職業、中等教育、軍隊への移行の円滑化

この6つの目標の中の「(b) 6項目からなる生徒の能力の開発」をより具体的なカリキュラム内容として示すものとするために、75項目からなるバリュード・アウトカム (valued outcome) が作成された。Valued Outcome とは、カリキュラム・フレームワークの中に示される、Goals (目標) の一段下に位置する項目であり、目標の内容をより具体化したものとなっている。バリュード・アウトカムは、6つの目標のそれぞれと関連づけを持つように設定されている。

KERA のカリキュラム・フレームワークでは、バリュード・アウトカムのさらに下には、項目の内容を具体的に示した、「説明書き (DEMONSTRATORS)」、統合的な学習のために利用できるリンク (Possible Integrated Learning Links)、「学習指導方略 (Instructional Strategies)」など、教室での実践と結びつけた内容が示されている。

学区と学校は、このカリキュラム・フレームワークに準拠した、カリキュラムを開発することが求められている。例えば、バリュード・アウトカムは、何が生徒が学ぶことが最も重要であるか定義する一方で、教師がどのようにバリュード・アウトカムを獲得させるのかについて指示するものとなっていない。つまり、説明書に示されているスキルを教えるためのシークエンスや教師が使うべきで

ある学習指導の方略は、参考資料としてリストアップするにとどめ、学習指導方略を規定するという性格は付与されていない。そうした、具体的な学習指導をどうするのかの決定は、学区、学校、教室レベルの権限とされている。

以上のように、KERA で示されたカリキュラム・フレームワークは、州法に記述された 6 つの目標がカリキュラムをまとめあげる柱となっている。教科名、あるいは、教科内容領域は、それら自体を目的としないように、それは、州法に記述された 6 つの目標を生徒が身につけることができるようにするための手段として扱われている。

そうした点からは、KERA のカリキュラム改革は、結果(成果)を基盤としたカリキュラム改革であったことが理解できる。それは、内容に重点を置いた学習環境から、知識の統合とバリュード・アウトカムを達成するためのその知識の応用に基づいた、生徒の成功指向の環境への移行である。

5) KERA に見られる分権改革の新しい展開に見られる改革戦略の特質

これらの知見を活用しながら、本研究において、はじめに構築した分析枠組に基づいて KERA の改革戦略の特質を分析すると次のようになる。

1 一貫した改革理念の提示とその共有

(1) 改革理念の提示と共有

KERA の改革理念は、法の条文に記されるとい形態がとられ、7 つの理念と 6 つの目標として構成された。

(2) 全州的な学習指導の首尾一貫したシステム

これらの 6 つの目標を基盤として、より具体的なカリキュラム内容を示すものとして、75 項目からなるバリュード・アウトカムを中心としてカリキュラム・フレームワークが作成されている。学区と学校は、そこに込められた理念や目標を共有しつつ、カリキュラム・フレームワークに準拠してカリキュラムを開発することが求められている。そのための支援策として、学習指導と評価の戦略、教材リソース、コミュニティ・リソースの活用に関するアイデア、授業モデル、時間割案などからなるフレームワーク・モデルを州は策定しており、それに加えて、現職研修や、親、地域社会のリーダーに対するミーティングなどを活用した共有化のための取り組みをおこなっている。

(3) 組織改革と明確な目標提示

KERA では、様々な組織改革が行われている。州教育長が公選制から知事によって任命される教育コミッショナー制へ移行した。また、州教育省も大きく組織改編されるとともに、

8 つの地域教育支援センターが設置された。センターは、改革に関する専門的な援助を各学校に提供することを目的としたものである。その役割は、KERA が実施を求める改革を、各学校が効果的に導入できるように支援すること、学校改善に失敗している、特に「危機にある学校」を主たる対象として支援を提供するコンサルタントの配置である。

新しい州教育省の使命は、「ビジョンがあるリーダーシップと効果的な支援を通して、子どもたちにより良い教育を保証する」ことにおかれ、学校が KERA に示された諸改革施策を成功裏に実施し、KERA の理念に対する責任を果たすために必要な支援を提供することにある。

2 包括的な改革施策と改革相互の関連づけ

(1) アカウンタビリティ施策

KERA においては、KIRIS により学校の達成度が評価される仕組みとなっている。KIRIS では、アカデミックなスタンダードと非アカデミックなスタンダードとで形成されているが、両者ともカリキュラム・フレームワークと関連づけられている。

(2) 教員制度改革

KERA では、教員研修を教員の一人一人が改革について具体的に学べるような内容として構成する改革を行っている。例えば、教員研修に関わる法規定(KRS § 156.095)の中では、学区が現職教員研修を行うに当たって、以下の 7 つの領域に焦点を合わせるよう奨励している。①1990 年ケンタッキー州教育改革法、② SBDM、③パフォーマンスベースの生徒評価、④無学年制初等プログラム(小学校 3 年生までが無学年となった)、⑤リサーチ・ベースの教育実践の推進、⑥教授技術や新しい指導法の開発、⑦多様な文化の生徒に興味を起こさせて学習をさせることができる効果的な授業の開発。このように、KERA に盛り込まれた改革事項は、学区の機能開発プロセスの一部として位置づけられ、教員に対するサポートの提供が促されている。

(3) 学校への支援提供

また、学校への支援も改革の他の項目と結びつけられている。学校の支援提供としては、前述した地域教育支援センターに加えて、DE プログラムがある。DE プログラムとは、経験豊かな教育者を学校に派遣し、各学校のニーズに合わせた支援を提供しようとするものである。DE の特徴的で中心的な役割が、学校評価の結果「危機にある学校」と認定された学校に対する支援の提供であり、DE はアカウンタビリティ・システムと強固に結びついているといえよう。また、KIRIS の結果に基づいて学校が抱える弱点をつかみ、改善目標や改善の計画を進める手助けをしたり、SBDM の

ミーティングに出席して専門的な助言を提供するなど、改革推進に必要な支援を行っている。

3 ボトムアップの改革とトップダウンの改革の併存

KERA では、カリキュラム・フレームワークの形成と提示や州統一テストを含んだアカウントビリティ施策の実施などトップダウン、あるいは、州集権的な改革施策が行われている。しかし、それと同時に、ボトムアップの教育改革で中心的な手法であったSBM(法規上の名称は School-Based Decision Making)施策も実施されている。各学校に校長、教員代表者3人、親代表者2人で構成される学校評議会が設置され、カリキュラムの決定、プログラムやクラスへの生徒の配置、教科書と教材の選定、生徒への支援サービスの提供、学校のスケジュールの決定、校舎や校庭の使用、教授実践に関する計画の策定と実施、生徒指導と学級運営、課外プログラムの実施、校長と教員の選出、予算の編成に関する権限が委譲されている。

6) 分権的教育改革の新しい展開における学区教育委員会の在り方

最後に、課題〈3〉分権的教育改革の新しい展開における学区教育委員会の在り方に関しては、次のような知見が獲得できた。

学区教育委員会の役割の再定義に関する基礎的な分析から、分権改革期における地方教育行政機関の役割については、教育委員会が指示や規制ではない、学校に対する支援機関として役割を再定義することの重要性が解明され、その具体的内容に関して知見が見いだされた。特に、全州的で包括的な教育改革施策の中で、全州的な改革理念やガイドラインを共有しながらも、学区教育委員会が学校に近い存在として、あるいは、学校のニーズを理解しやすい存在として各学校を積極的に支援していくことが重要である。各学校の自律的な学校改善を支援することは、分権的な改革の中にあっても学区教育委員会の重要な役割であり、各学校の多様なニーズに合わせた支援の提供は学区教育委員会できなくてはならない。そのための力をつけるとともに、役割転換をしていくことが学区の存立基盤を形成していくことになるだろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

(1) 堀和郎、柳林信彦「教育長―首長の役割関係の関連要因に関する試論―市区町村教育長に対する全国調査データを基にして―」、

『東京医療保健大学紀要』(査読無)第7巻、2013年3月、pp.31-40.

(2) 柳林信彦「Kentucky Education Reform Act 1990におけるカリキュラム改革施策の特徴と改革における位置づけ―システムミック・リフォーム・コンセプトという視点から―」、『高知大学教育学部研究報告』(査読無)第73号、2013年3月、pp.21-32.

(3) 柳林信彦「アメリカ合衆国における教育改革の新しい展開に関する一考察―システムミック・リフォーム・コンセプトとケンタッキー教育改革法(KERA)に着目して―」、『教育行政学研究』(査読有)第33号、2012年3月、pp.29-38.

(4) 柳林信彦、島田希「校内研修システムの改善プロセスに関する一考察―『教科指導エキスパート派遣事業』実施校の事例をもとに―」、『高知大学教育実践研究』(査読無)第26号、2012年3月、pp.129-140.

(5) 柳林信彦「Kentucky Education Reform Act 1990におけるアカウントビリティ施策の特徴―システムミック・リフォーム・コンセプトという視点から―」、『高知大学教育学部研究報告』(査読無)、第72号、2012年3月、pp.45-56.

〔学会発表〕(計3件)

(1) 柳林信彦「教員養成段階において、教育委員会と大学はどのように連携協働できるか―高知大学の取組について―」、日本教育学会 四国地区大会シンポジウム、2013年3月9日(於:高知大学)

(2) 柳林信彦「教員免許状更新講習から考える教員の資質向上策と研修の在り方―高知大学の取組―」、教員免許状更新講習シンポジウム、2012年10月28日(於:高知市RKCホール)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柳林 信彦 (YABAGIBAYASHI NOBUHIKO)
高知大学・教育研究部人文社会科学系・准教授
研究者番号:30516109